

訪問看護（介護予防訪問看護）
重要事項説明書（医療保険）

利用者： _____ 様

事業者：訪問看護ステーション あみゆ〜ず

今回契約を行うサービスについて詳細を説明いたします。

1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社Plus Mind
代表者氏名	代表社員 我如古 盛久
本社所在地 (連絡先及び電話番号)	沖縄県沖縄市海邦2丁目22-15 海邦店舗1階左 (電話) 098-989-0600
会社設立年月日	令和5年8月10日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション あみゆ〜ず
介護保険指定 事業所番号	4760490476
事業所所在地	沖縄県沖縄市海邦2丁目22-15 海邦店舗1階左
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話) 080-2055-8007 (ファックス番号) 098-989-0600 (相談担当者氏名) 管理者 我如古 典子
事業所の通常の 事業の実施地域	うるま市、沖縄市 ※その他地域に関しては相談に応じる

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、生活の質の確保及び心身機能の維持・回復・向上を目指します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、関係する行政や医療機関等と綿密な連携を図りながら、総合的なサービスの提供に努めます。さらに、関係する法令に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、1月1日～3日を除く）
営業時間	8時30分～17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日（祝日、1月1日～3日を除く） ※曜日・時間帯に関しては相談に応ずる
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	我如古 典子
-----	--------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員 （看護師・ 准看護師）	1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画書及び訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護（介護予防訪問看護）計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護（介護予防訪問看護）計画を交付します。 4 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施状況の把握及び訪問看護（介護予防訪問看護）計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 利用者の所在する市町村、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成します。 9 訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）のサービスを提供します。 10 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常 勤 換 算 2.5 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護（介護予防訪問看護）計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的な サービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護（介護予防訪問看護）の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護サービスを提供します。提供する具体的な内容は以下の通りです。 ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察） ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など） ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動） ④ 療養生活や介護方法の指導 ⑤ 認知症患者の看護・お世話と悪化防止の相談 ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての処置 ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談 ⑧ 終末期（ターミナル）看護

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

（提供するサービスの利用料、利用者負担額について別紙のサービス料金表をご参照ください。）

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用者負担金は保険診療に基づいた法定利用料です。 イ 金額は負担割合により異なります。 ウ 保険診療に基づく利用料以外で、利用者負担の費用もあります。（別紙の料金表参照） エ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届けします。
---------------------------	---

② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 請求書記載の期日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替（口座振替 25 日） (イ) 現金支払い (ウ) 振込 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）
----------------------------	---

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	我如古 典子
	イ 連絡先電話番号	098-989-0600
	同ファックス番号	
	ウ 受付日及び受付時間	月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 30 分

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) 主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (2) サービス提供は「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護（介護予防訪問看護）計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (3) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための年1回以上の研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束等の禁止

サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

- (2) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設立し、定期的（年1回以上）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を

	もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る各関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

サービス担当者会議等を通じて、多職種との連携を図り、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 連携

- ① 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たり、主治の医師及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② 事業者は、主治の医師から指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
- ③ 訪問看護（介護予防訪問看護）、サービスの内容が変更された場合や、サービス提供の契約が終了した場合は、その内容を記した書面を速やかに相談支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービス等の事業者へ送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施ごとに、そのサービスの提供の記録を行う事とし、サービスを完結した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・苦情を受け付けた担当者等は、苦情処理ノート等に内容の概要を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に報告のうえ処理する。
 - ・苦情の内容により、事業所内で処理が可能な場合は、その処理内容を決定のうえ、利用者に説明を行うと共に、その家族にも連絡をとり、直接訪問するなどして説明を行う。
 - ・苦情の内容により、事業所内で処理が行えない場合については、管理者を含めた検討会議を行うとともに、当該市町村に連絡し指導または助言を受け処理内容の決定をする。
 - ・利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。
 - ・苦情に対する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション あみゆ〜ず	所在地 沖縄県沖縄市海邦2丁目22-15 海邦店舗1階左 電話番号 098-989-0600 ファックス番号 098-989-0600 受付時間 8:30~17:30（日祝、12/31~1/3は除く）
-------------------------------------	--

【市町村（保険者）の窓口】 うるま市役所 福祉部 介護長寿課	所在地 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 電話番号 098-973-3208 ファックス番号 098-982-6041 受付時間 8:30～17:15（土日祝・6/23・12/29～1/3は休み）
【市町村（保険者）の窓口】 沖縄市役所 健康福祉部介護保険課	所在地 沖縄県沖縄市仲宗根町2番1号 電話番号 098-939-1212 ファックス番号 098-987-8527 受付時間 8:30～17:15（土日祝・6/23・12/29～1/3は休み）
【公的団体の窓口】 沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 沖縄県那覇市西三丁目14番18号 電話番号 098-860-9026 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

19 要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	沖縄県沖縄市海邦2丁目22-15 海邦店舗1階左
	法人名	合同会社Plus Mind
	代表者名	代表社員 我如古 盛久 印
	事業所名	訪問看護ステーション あみゅ〜ず
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

